

随意契約結果書

| | |
|--|---|
| 物品等の名称 及び数量 | 片川放水路樋門外4件観測・操作委託業務 |
| 契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 嶋田 博文 福井県福井市花堂南2-14-7 |
| 契約締結日 | 令和 2年 4月 1日 |
| 契約の相手方の 氏名及び住所 | 福井市 |
| 契約金額 (消費税及び地 方消費税含む) | ¥2,220,240- |
| 予定価格 (消費税及び地 方消費税含む) | ¥2,220,240- |
| 随意契約による こととした理由 | 別紙のとおり |
| 備 考 | |

随意契約理由書

| | |
|----------|--|
| 特例政令等の該当 | |
| 非該当 | |

1. 業務名

片川放水路樋門外4件観測・操作委託業務

2. 受託者名

福井市長

3. 随意契約理由

本業務は、九頭竜川水系九頭竜川片川放水路樋門外4件における施設操作を実施するものである。

河川管理施設の施設操作については、河川法第99条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができるようになっており、片川放水路樋門外4件は、その操作を行う影響が福井市の区域にほぼ限られるため、平成2年3月23日、近畿地方建設局長（現近畿地方整備局長）を委託者とし、福井市長を受託者として、操作委託協定を締結している。

以上のことから、本業務を履行できるのは、唯一、福井市長であるので随意契約を行うものである。

4. 随意契約する根拠法令

会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第三号

推薦者 福井河川国道事務所 総括保全対策官
官職 国土交通技官 人見 剛